

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

高齢者
・福祉

・住宅改修支援事業 福島県南相馬市（人口7万2千人）

概要

介護予防の観点から高齢者の住宅改修を促進するため、介護保険認定において自立と判断され、介護保険の居宅介護住宅改修が適用されない高齢者に対し、住宅の改修費用の助成等を実施している。

また、高齢者による住宅改修の実施を支援するため、住宅改修に関する助言・相談、施工業者との連絡調整等を行う高齢者住宅改修指導事業を実施している。

背景

高齢者人口の増加に加え、介護保険制度の浸透等により、今後、介護保険サービスの一層の活用が見込まれる中、高齢者等が要介護・要支援状態に陥ることを予防する介護予防事業の推進は介護保険制度の持続的な運営を確保する上でも重要な課題となっており、地域における介護予防を効率的かつ効果的に進めるため、関係部局が連携した取り組みが求められていた。

南相馬市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

1. 概要

高齢者の自立した在宅生活の継続を促進するため、転倒等により要介護状態になることを防止するために自宅の住宅改修を実施する者に対して、住宅改修資金の助成を実施。

また、高齢者による円滑な申請を支援する観点から、助成金の申請に必要な理由書の作成に際して当該高齢者に代わってこれを作成する者に対し、市が一定の手数料を支給している。

2. 対象者

市長が住宅改修の必要性があると認める60歳以上の高齢者（介護保険法において要支援又は要介護と認定された者を除く）で、所得が児童手当所得制限限度額以下の者

【市長への申請に必要な書類】

- ・住宅改修理由書
- ・改修前の住宅状況を示す写真
- ・工事図面
- ・工事見積書
- ・所得証明書 等

3. 住宅改修費の助成

【補助率】

- ・助成対象者が現に居住している1住宅につき、住宅改修に要した費用の90/100に相当する額

【補助額（上限額）】

- ・18万円

【対象工事】

介護保険における居宅介護住宅改修費の支給対象となる住宅改修

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止及び移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・和式便器から洋式便器等への便器の取替え
- ・その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

【住宅改修の例】



<手すりの設置>



<段差の解消>

4. 住宅改修理由書の作成補助

【理由書を作成できる者】

- ・介護支援専門員
- ・作業療法士
- ・理学療法士
- ・福祉住環境コーディネーター（検定試験2級以上）
- ・その他これに準ずる資格として市長が認めたもの

【手数料の支給】

住宅改修理由書を高齢者に代わって作成した者には、1件の理由書につき、2,100円を支給。

5. 活用制度

なし 住宅改修補助については県単独事業として実施

南相馬市住宅改修指導事業

1. 概要

居室等の改良を希望する高齢者に対して、住宅改修に関する相談及び助言等を行う。（市は、必要に応じて事業の一部を事業者へ委託）

2. 対象者

【対象者】

- ・65歳以上で市内に住所を有し、高齢者向けに居室等の改良等を希望する者

【利用料】

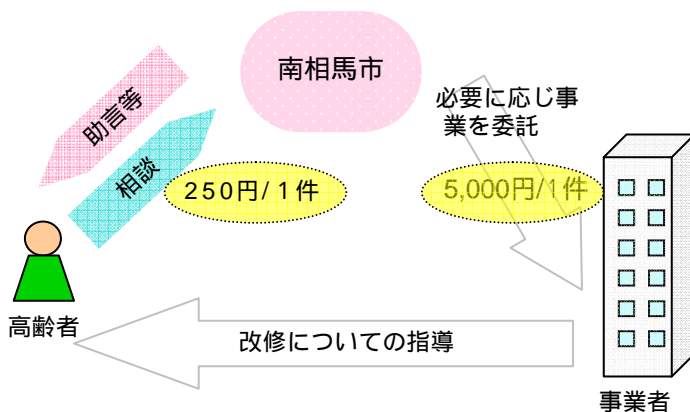
- ・1件のサービスにつき（2時間以内）250円

3. サービス内容

- ・住宅の改修に際し、利用対象者の居宅を訪問し、家屋の構造、高齢者の身体状況等を勘案して行う助言
- ・施工者の紹介及び改良内容についての業者への連絡及び調整
- ・施工後の評価及び利用対象者に対する指導
- ・その他住宅改良が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整

4. 委託事業者への補助

- ・利用対象者に対する指導を行った事業者（二級建築士等）に対し、1件ごとに5,000円を支給。



【スキーム図】

実績・評価

【実績】

平成17年度実績

- ・住宅改修費助成 15件
- ・住宅改修理由書作成補助 14件

【評価】

住宅改修を希望する高齢者が年々増加していることから、今後は希望者と介護福祉専門員等との相談をもとに、真に改修が必要な事例について、適切な助成を行うことが必要となると考えられる。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	健康福祉部 高齢福祉課 小高区役所 健康福祉課 鹿島区役所 健康福祉G
関連部局	建設部 都市計画課

【連携のポイント】

住宅改修を希望する高齢者に対し、必要な助言・指導等を住宅部局が、改修費用の助成を福祉部局が行うことにより、高齢者にやさしい住まいづくりを総合的に支援している。

問い合わせ先

【問い合わせ先】

建設部 都市計画課

0244-24-5251